平成２８年（フ）第４０号
静岡県掛川市下垂木2170番地の５　リエス掛川Ａ102
債務者　安藤　信行
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３８９８号
大阪市港区市岡２丁目12番17号
債務者　石井　雅美
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２２号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番６―1107号
債務者　浦松　修一
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３１号
大阪市北区天満橋１丁目１番24―310号
債務者　石田　光太
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３６号
大阪市東成区大今里３丁目４番14号
債務者　宮本由美こと　金　　由美
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３５号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目60番地の３チュリス久宝寺106号、前住所大阪市東住吉区照ヶ丘矢田１丁目１番12号
債務者　阿部久美子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２３号
大阪府豊中市刀根山元町５番60号　408号
債務者　松井　孝子
法定代理人成年後見人　江口　文子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４３号
大阪市港区港晴４丁目９番２号　円藤ビル305号
債務者　髙木美智子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７８号
大阪府門真市朝日町24番３―106号
債務者　福家　一男
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９０号
大阪市此花区西九条１丁目10番39号　20号、前住所大阪市福島区福島４丁目２番72―306号
債務者　満岡　光子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７７号
大阪府豊中市新千里南町３丁目２番地の122
債務者　山口　皖資
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８７号
大阪市鶴見区横堤４丁目12番１―1112号
債務者　藤原サエ子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８８号
大阪市天王寺区玉造元町２番32―802号
債務者　遠藤　富子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１号
大阪府泉佐野市鶴原５丁目１番100号
債務者　岩崎　孝子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―301号
債務者　米谷　勇希
１　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
岡山市中区湊637番地９
債務者　上島　　都
１　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１０３号
香川県坂出市林田町3432番地　冨永マンションＫ棟131号
債務者　安部佳代子
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１０４号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住23―201
債務者　藤井真由美
１　決定年月日時　平成28年11月16日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部